

荻窪法人会は荻窪税務署管内の法人企業の有志が集う会です
法人会は“よき経営者をめざすものの団体”がスローガンですが“地域に根ざした社会貢献”にも力を注いでいます
この荻窪法人会の広報誌はどなたでも無料購読できます

www.ogikubohojinkai.jp

よき経営者をめざすものの団体
東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても
みんなの自覚をもって一人ひとつできることから



MARCH
2024

荻窪法人会 217

OGIKUBOHŌJINKAI



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

- 3 令和5年度 会員増強運動を終えて
 - 水島隆明／組織委員長
- 4 新入会員研修（歓迎）会
 - 柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長
 - 水島隆明／公益社団法人荻窪法人会 組織委員長
 - 棟方全超／荻窪税務署 副署長
- 6 新入会員研修（歓迎）会に出席された方々
新入会員名簿
- 10 [令和5年度]
各ブロックの春季研修会レポート
- 13 e-TAX推進税理士事務所一覧
- 14 令和5年度 特別講演会
夢をあきらめない
講師：石黒 由美子／アーティスティックスイミング元日本代表（旧：シンクロナイズドスイミング）
- 16 税制委員会より
令和6年度 税制改正大綱
- 18 令和6年 全法連 税制セミナー参加のご報告
税理士 小林誉光
- 19 税務コーナー
- 21 支部・ブロック・委員会・部会からの報告
 - 厚生事業委員会
 - 第1ブロック
 - 青年部会
 - 源泉部会



© 絵葉書屋

表紙について

この交差点は「化物語」というアニメで、ストーリー上重要なシーンに登場する場所です。

アニメの町と言われる杉並ですが、その根拠のひとつとして制作会社の数があります。一般社団法人日本動画協会「アニメ産業レポート2021」によると、国内のアニメ制作会社811社のうち、149社が杉並区内に集積しており、区市町村別では全国1番の多さとのこと。

「化物語」はシャフトという井荻を拠点とする制作会社が作りましたが、駅構内や周辺も使われていたりします。

ご興味のある方はこれを機に、新しいアニメの世界に触れてみるのも良いかもしれませんね。

組織委員会

令和5年度

会員増強運動を終えて

水島隆明 組織委員長

100社増強目標達成！
ありがとうございます。

組織委員会は今年掲げた100社増強目標の「プロジェクト100」を達成いたしました。増強にご協力をいただいた会員の皆様、そして何より入会いただいた各社の皆様に心より御礼を申し上げます。

3月末での最終的な入会社数は105社となりました。

今回の成功は荻窪法人会の長きに亘る組織強化活動のたまものであります。歴代の組織委員会を率いてこられた先輩の皆様に感謝申し上げます。先輩方の一つ一つの積み重ねが今回の達成

に結び付きました。

そして、この成果は荻窪法人会の団結と協力の証でもあります。会員の皆様の積極的な増強活動を目の当たりにして、法人会の一員であることを誇りに思います。

今後も荻窪法人会が地域の一番の経済団体として、会員の皆様の力となり、また会員の皆様から愛され、更なる繁栄を遂げるために尽力してまいりたいと思います。引き続きよろしく願います。

ありがとうございます。

支部別加入率（2024年3月31日現在）

	支部	稼働数	会員数	加入率
BLOCK 1	1	79	47	59.5%
	2	112	74	66.1%
	3	119	97	81.5%
	4	153	95	62.1%
	5	72	68	94.4%
	計	535	381	71.2%
BLOCK 2	6	145	103	71.0%
	7	119	79	66.4%
	8	191	101	52.9%
	計	455	283	62.2%
BLOCK 3	11	152	104	68.4%
	13	59	61	103.4%
	14	104	100	96.2%
	15	190	165	86.8%
	計	505	430	85.1%
BLOCK 4	16	78	61	78.2%
	17	77	56	72.7%
	18	108	87	80.6%
	19	172	122	70.9%
	20	130	83	63.8%
BLOCK 5	計	565	409	72.4%
	21	68	41	60.3%
	22	79	85	107.6%
	23	94	65	69.1%
	24	123	122	99.2%
事務局	25	166	143	86.1%
	計	530	456	86.0%
事務局		26	6	
合 計		2,590	1,965	75.9%



毎年、新しく入会した会員の方々のための研修（歓迎）会を開催し、法人会の主旨や活動の目的などを説明して法人会への理解を深めてもらいます。

新入会員研修（歓迎）会



令和6年3月19日（火）、法人会2階会議室にて恒例であります組織委員会主催「新入会員研修（歓迎）会」が行われました。
来賓には荻窪税務署より棟方全超副署長、小関一範第1統括官が出席されました。

会長のあいさつ

柴田豊幸 荻窪法人会会長

今年度「プロジェクト100」を掲げ100社の会員増強を
目標に活動してまいりました

本日は、荻窪法人会組織委員会主催による「新会員歓迎会」に多数の皆様に参加いただき、ありがとうございます。また、来賓として荻窪税務署より棟方副署長には公務ご多用のところ、ご臨席いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も終息したことで、「新会員歓迎会」が例年通り開催できました事、組織委員の皆様には心より感謝申し上げます。

さて、組織委員会では今年度「プロジェクト100」を掲げ100社の会員増強を目標に活動してまいりました。詳細につきましては、後ほど水島委員長より報告があるかと思いますが、荻窪法人会一丸となり104社（3/18現在）もの新会員の皆様が入会され、令和6年2月末現在加入率74・5%と東法連48単位会で1番の数字を残すことができました事、改めて御礼申し上げます。

本日の歓迎会には20名の新会員の皆様にご参加いただいていると伺っております。新会員の皆様には、法人会の活動目的である「税に関する知識の研修・普及推進、地域社会に対する貢献、地域経営者の交流」をご理解いただき、法人会



活動において、少しでも皆様方の会社経営に役立つ事を見つけていただければ幸いです。又、積極的に法人会の各種行事にご参加いただき、法人会を上手く活用し、仲間作りにお役立ていただければと思います。

結びになりますが、本日まで参加の皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

大盛況の歓迎会！

今年の新入会員研修会、なんといつてもプロジェクト100達成の成果により、大変賑やかな歓迎会となりました。新入会員のかた19社20名に、会員23名が参加し、荻窪税務署からも棟方副署長をはじめとする幹部の皆様2名にご参加をいただき、総勢45名で開催することができました。

研修会冒頭は私から荻窪法人会の歴史や組織についてご説明させていただき、後半は新入会員の皆様によるご挨拶と自社PRタイムを行いました。事業を興した方、承継した方、または新規出店の方など様々な方々のお話をお聞きして感じるのは、皆さん共通してこの地域への「期待」があることです。こうしたご期待に応えられるように法人会も努力しなければと感じました。

研修会終了後の懇親会では今年度から組織委員会の副委員長を担ってくださっているリストランテ・ドラマティコの中岡さんにケータリングのご協力をいただき、おいしい食事を楽しみました。懇親会も各所で大変盛り上がり、時間の経過が惜しまれる良き歓迎会となりました。



法人会の活動は、税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たしています

荻窪法人会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜っております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、荻窪法人会に新たに加入された皆様と、役員、会員の皆様との交流を図るための研修会並びに歓迎会であると同っております。

荻窪法人会は、「公益社団法人」として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るための活動に熱心に取り組みされており、会員の皆様に支援するための各種研修会、税務署と共催で行う説明会など、多彩な行事を開催しております。

また、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に参加されているほか、租税教育活動にも取り組まれております。こうした活動は、税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たしており、深く敬意を表しますとともに、改めて感謝を申し上げます。

今年度、荻窪法人会は、「プロジェクト100」を掲げ、多くの新しい会員の皆様が入会されました。法人会は、異業種の方々との団体でございます。会員交流



を通じた人脈は、皆様にとりまして、無形の財産になるのではないのでしょうか。事業がお忙しい中での法人会活動になると思いますが、是非、積極的にご参加いただければと思います。

最後に、新たな会員様を迎えられました荻窪法人会の益々のご発展と、皆様方のご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

新入会員研修 (歓迎)会に 出席された方々



今年も様々な職種の個性豊かな方々が入会いたしました。
ぜひ、法人会に新風を吹き込み、活発な活動を期待いたします。

第1ブロック 第2支部



江戸流行婦凛(株)

八木 浩子

📍 杉並区下井草3-29-10-2F
☎ 03-6913-9516
業種: 菓子製造販売業

第1ブロック 第3支部



(株)REIコーポレーション

酒井 礼子
酒井 璃穂

📍 杉並区上井草1-24-20
☎ 03-6454-7511
業種: 不動産・造園

第2ブロック 第6支部



(株)アウトブラッツ

葛西 康晴

📍 杉並区善福寺1-15-15
☎ 03-5310-4161
業種: 輸入車販売・整備・損害保険会社代理店

第2ブロック 第6支部



石井測量事務所

石井 理裕

📍 杉並区桃井1-1-22-202
☎ 080-5405-2011
業種: 測量

第2ブロック 第6支部



高田文乃税理士事務所

高田 文乃

📍 杉並区桃井2-1-8-609
☎ 090-1403-4865
業種: 税理士

第2ブロック 第7支部



(株)KNAnchor

新田 和正

📍 杉並区上荻2-2-9-204
☎ 090-4392-8231
業種: 情報システム業

第3ブロック 第11支部



杉並区議会議員

井口 えみ

📍 杉並区天沼2-42-15
☎ 090-1619-5413
業種：議員

第3ブロック 第13支部



谷口 貴代美

📍 杉並区天沼2-16-12
☎ 090-5517-2917
業種：保険業

第3ブロック 第14支部



カラオケ居酒屋メリー

美馬 知子

📍 杉並区上荻1-5-9-3F
☎ 080-9837-8986
業種：飲食業

第3ブロック 第14支部



シュラスコレストラン ハイカラ

遠藤 淳

📍 杉並区西荻北3-25-1
☎ 03-6913-9090
業種：飲食業

第3ブロック 第14支部

NPO法人ハウンドツウース
ポークラブ

吉富 裕馬

📍 杉並区高円寺北2-7-11
☎ 090-8560-0942
業種：スポーツクラブ運営

第3ブロック 第15支部



(株) 広久企画

野村 さおり

📍 杉並区井草2-18-7
☎ 03-6783-9998
業種：不動産管理業

第4ブロック 第18支部



ZONNY (合同)(荻窪FA)

中園 和博

📍 杉並区荻窪5-30-6
☎ 090-2376-4165
業種：コンサルティング

第4ブロック 第18支部



HANGOUT

渡邊 弘幸

📍 杉並区天沼3-9-1-B1
☎ 080-3597-3595
業種：飲食業

第5ブロック 第20支部



tk Racing japan (有)

金光 達也

📍 杉並区久我山5-33-25
☎ 03-5344-9109
業種：自動車・車両販売等

第5ブロック 第21支部



(株)青山ビジネスサポート

青山 英一

📍 杉並区宮前3-29-13-401
☎ 090-8944-0997
業種：経営コンサルティング業

第5ブロック 第22支部



(株)ビジュアルツールコンサルティング

秋山 広光

📍 杉並区西荻北2-2-16-202
☎ 03-6908-7810
業種：サービス業

第5ブロック 第25支部



門ひろこ事務所

門 ひろこ

📍 杉並区天沼3-27-7-2F
☎ 03-6383-5181
業種：政治団体

新入会員名簿

令和6年3月31日現在

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
第1ブロック					
2	江戸流行婦凛(株)	八木 浩子	杉並区下井草3-29-10-2F	6913-9516	菓子製造販売業
2	(株)アイエムケー	小林 謙	練馬区下石神井4-7-28-303	6913-2216	通信業
2	株式会社Dramatic Device	菅原 久美子	杉並区下井草三丁目2番1号	3395-3261	不動産
3	(株)グラナートアレンジメント	市村 統	杉並区上井草1-32-2	5823-4953	情報通信
3	Luxspei	佐藤 伸洋	西東京市ひばりが丘北3-3-29-B106	090-2795-5580	飲食業
3	来夢	関 英世	西東京市ひばりが丘北3-3-29-B1	090-5207-7791	飲食業
3	MIU	長谷川 和美	西東京市ひばりが丘北3-6-5-2F	042-439-3344	飲食業
3	(株)しあわせホーム	富永 盛子	杉並区上井草1-30-16-1F	6913-5757	内装工事業(リフォーム会社)
3	(株)REIコーポレーション	酒井 礼子	杉並区上井草1-24-20	6454-7511	不動産・造園
4	東杏印刷(株)	宮部 信一	杉並区上井草2-44-10-2F	6913-9500	印刷業
4	(株)盟生国際貿易	曾我部 利香	渋谷区渋谷3-1-10-3F	6452-6067	スリッパ製造輸入販売
4	(株)LINK UP	森山 誠	杉並区上井草3-15-25	090-6542-2345	硝子業
第2ブロック					
6	(株)アウトブラッツ	吉山 弘樹	杉並区善福寺1-15-15	5310-4161	輸入車販売・整備・損害保険会社代理店
6	石井測量事務所	石井 理裕	杉並区桃井1-1-22-202	080-5405-2011	測量
6	高田文乃税理士事務所	高田 文乃	杉並区桃井2-1-8-609	090-1403-4865	税理士
7	(株)二葉	安念 正人	杉並区上荻2-4-9	3396-0205	サービス
7	(株)KNAnchor	新田 和正	杉並区上荻2-9-204	090-4392-8231	情報システム業
8	(株)S	杉田 直也	杉並区西荻北3-14-2-1F	080-5420-2414	美容業
8	(株)Nセレクト	南雲 悟	杉並区荻窪5-25-1-201	5941-3811	不動産業
8	田中正明税理士事務所	田中 正明	狛江市和泉本町3-14-11	090-6347-3369	—
8	(株)High touch	高橋 圭一	杉並区西荻北4-31-11-303	090-9681-7702	清掃業

第3ブロック

11	(株)リレーション	岡村 貴透	杉並区本天沼3-42-3-2F	6913-9777	建設業・派遣業
11	杉並区議会議員	井口 えみ	杉並区天沼2-42-15	090-1619-5413	議員
11	芳根電気工業(株)ラトリエ・デュ・グー	芳根 綾子	杉並区西荻北5-1-8	3395-2156	飲食業
11	(有)田中博コーポレーション	田中 明美	杉並区本天沼2-43-11	090-7285-9413	小売業
13	会計事務所アストライブ	藤崎 翔多	杉並区天沼3-30-30-202	6284-4493	公認会計士・税理士
13	桜川協和法律事務所	村上 義弘	港区虎ノ門1-21-19-7F	5501-7163	弁護士
13	—	谷口 貴代美	—	—	保険業
13	(株)あまぬまCompany	田中 秀明	杉並区天沼2-43-11	090-7285-9413	小売業
14	NPO法人ハウンドツウースポーツクラブ	嶋崎 健次	杉並区高円寺北2-7-11	090-8560-0942	スポーツクラブ運営
14	(株)クレディセゾン	森本 真生	豊島区東池袋3-1-1-29F	6890-0185	金融(クレジットカード)
14	司法書士岩崎勇飛事務所	岩崎 勇飛	杉並区西荻南4-31-11-101	5344-9611	司法書士
14	コンパスみらい税理士法人	岩倉 永一	杉並区上荻1-21-23	3392-5555	会計・経営コンサルタント
14	カラオケ居酒屋メリー	美馬 知子	杉並区上荻1-5-9-3F	080-9837-8986	飲食業
14	楽天モバイル(株)	鈴木 和洋	世田谷区玉川1-14-1	070-8917-0162	通信
14	(株)フロンティアスピリット (シュラスコレストランハイカラ)	遠藤 淳	杉並区西荻北3-25-1	6913-9090	飲食業
15	(株)エープランニング	原口 浩如	杉並区上荻1-15-1	5335-5828	測量業
15	ワイン蔵グレコ2号店	韓 宇	杉並区上荻1-7-4-2F	6279-9845	サービス業
15	(株)広久企画	野村 さおり	杉並区井草2-18-7	6783-9998	不動産管理業
15	(株)Stand	戸部 州作	杉並区上荻1-5-11	6915-1129	飲食業
15	(株)インディゴシーブ	竹村 輝久	杉並区清水3-15-11	080-6639-0224	財産管理コンサルティング
15	紫乃	矢島 美千代	杉並区上荻1-16-10	090-6107-8265	飲食業
15	(株)Max&the Company	村木 和彦	杉並区上荻1-18-16-501	080-4206-8800	卸売業
15	(株)hyena	池上 雅美	杉並区上荻1-4-7-6F	6383-5235	飲食業

第4ブロック

16	(有)エン設備システム	加藤 孝一	杉並区西荻南2-23-13京樹屋内	5941-3777	設備販売・工事
17	(株)スウィフト	寺田 麻美	杉並区西荻南3-18-3	3247-6125	飲食店
18	ZONNY(合同)(荻窪FA)	中園 和博	杉並区荻窪5-30-6	090-2376-4165	コンサルティング
18	(株)シャルム	樺嶋 信子	杉並区西荻北3-2-7-703	090-6294-6894	サービス業
18	HANGOUT	渡邊 弘幸	杉並区天沼3-9-1-B1	080-3597-3595	飲食業
19	(株)明楽三喜ホーム	三好 潤哉	杉並区久我山3-37-6	5941-8988	介護福祉事業
19	(合)マリー社	阿部 哲也	杉並区久我山3-41-14	5941-9158	芸能プロダクション
19	—	持丸 聡	—	—	サービス業(コンサルタント)
19	あさぎ家	阿佐 祐二	杉並区久我山3-22-16	5941-8155	飲食業
19	杉並区議会議員	てらだ はるか	杉並区久我山4-50-45-102	070-1385-3043	政治家
19	—	関川 明希子	—	—	保険業
19	ほけんの匠	山田 千鶴子	昭島市松原町5-18-4	080-6720-9920	保険業
20	AIエステート(合)	井沢 美日	杉並区宮前5-2-23	3335-5182	不動産業
20	san-san factory	坂井 豊	杉並区大宮2-14-37	070-5569-9189	小売業
20	—	赤沼 直子	—	—	システム開発支援
20	—	下澤 秀樹	—	—	—
20	tk Racing japan(有)	金光 達也	杉並区久我山5-33-25	5344-9109	自動車・車両販売等

第5ブロック

21	(株)青山ビジネスサポート	青山 英一	杉並区宮前3-29-13-401	090-8944-0997	経営コンサルティング業
22	(株)ビジュアルツールコンサルティング	秋山 広光	杉並区西荻北2-2-16オーシャンアート202	6908-7810	サービス業
22	—	田中 良	杉並区下井草5-10-23	3301-3301	コンサルタント
23	熊谷由賀利税理士事務所	熊谷 由賀利	杉並区荻窪2-42-31	090-5545-0042	会計事務所
23	佐藤正純写真研究室	佐藤 正純	杉並区善福寺2-14-13-207	5930-8054	写真家
23	(株)ダイバー	鈴木 大	杉並区荻窪1-35-9	3391-1146	サービス業
23	(株)TERULAND	照井 英夫	杉並区荻窪3-3-10-2F	090-8800-7482	広告制作業
24	ヴァリノール	嘉納 陽一	杉並区荻窪4-32-7-1F	6383-5148	飲食業
24	(株)シルバーウィング (ライフスタイルフィットネス)	関 太	杉並区荻窪4-33-5	6884-8088	フィットネス
24	楽膳	正木 良和	杉並区荻窪5-29-7	3392-2085	飲食業
25	(株)MOCOPLAアカデミー	井尻 香奈	杉並区荻窪5-9-9-1F	6279-9639	民間学堂・学習塾・習い事教室
25	門ひろこ事務所	門 ひろこ	杉並区天沼3-27-7-2F	6383-5181	政治団体
25	STB/OGIKUBO	小橋川 寛	杉並区荻窪5-18-11-204	090-9785-2861	サービス業
25	(株)ランドリー	半澤 則吉	杉並区天沼1-6-9-409	090-7665-4237	出版・編集業
25	ジブラルタ生命保険(株)	野口 裕莉	千代田区神田錦町3-7-1-6F	090-1186-7277	生命保険業

BLOCK REPORT SPRING

[令和5年度]

各ブロックの 春季研修会レポート

令和5年度、第1～5ブロックの春季研修会が行われました。
今回も各ブロックの参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考になさってください。

第1ブロック	令和6年2月20日(火)	【今どきあるある話】 ～超高齢社会、多死社会、無縁社会、孤独（おひとり様）社会にあって、人の死から葬儀、墓などについて～
第2ブロック	令和6年2月7日(水)	失敗しない遺言書の作成
第3ブロック	令和6年2月19日(月)	青木功プロの驚異の自分マネジメント力 ～元青木功プロ帯同キャディー兼マネージャー兼運転手、西尾和也が20年後に気づくこと～
第4ブロック	令和6年2月22日(木)	『風と共に去りぬ』の翻訳を通してアメリカを知る
第5ブロック	令和6年2月27日(火)	元衆議院議員 石原伸晃氏の政治記録簿

第1ブロック春季研修会

第1ブロック

【今どきあるある話】～超高齢社会、多死社会、無縁社会、孤独（おひとり様）社会にあって、人の死から葬儀、墓などについて～

令和6年2月20日(火)「第1ブロック春季研修会」が開催されました。当日の参加者は法人会2階会議室8名、オンライン(Zoom)1名の参加でした。

今回は矢島研修副委員長に講師の方を紹介いただきました。講師には行政書士、終活・葬祭法務ネットワーク協会代表 鈴木俊行様をお迎えし、

【今どきあるある話】～超高齢社会、多死社会、無縁社会、孤独（おひとり様）社会にあって、人の死から葬儀、墓などについて～というテーマでお話いただきました。最終的におひとり様で亡くなられるケースも多いようで、親族や身内がいらない場合は、色々と計画を立てておかないと大変だということを学びました。

研修会後は、今半のお弁当を

食べながら、懇親会が開催されました。加藤副会長に乾杯挨拶をいただき、小代副ブロック長の中締めでお開きとなりました。

こちらの研修会は法人会HP「オンラインセミナー」にアーカイブ配信されておりますので、ご興味のある方は是非ご覧ください。



第2ブロック春季研修会

西武信用金庫 杉並営業部
暮らすメイト担当 森梢

「失敗しない遺言書の作成」

令和6年2月7日（水）に第2ブロック春季研修会が開催されました。今回のテーマは「失敗しない遺言書の作成」で、株式会社リーガルマネジメント名の荻野社長をお招きし、現在の相続事情、遺言書の必要性や制度、ありがちな失敗事例と良い遺言書についてお話いただきました。荻野社長の経験談も踏まえて、わかりやすく、興味深く話してくださり、「相続登記の法改正がよくわかった」「曖昧な書き方ではダメ」「意思能力があるうちに遺言は作成しないと」「分け方への配慮が必要なのか」などのお話をいただきました。



談、今年から新制度となったNISAの話題もできて、情報交換ができて有意義なものとなりました。
次回の研修会も是非参加させていたいただきたいと思います。

第3ブロック春季研修会

第3ブロック

青木功プロの驚異の自分マネジメント力〜元青木功プロ常同キヤデー兼マネージャー兼運転手、西尾和也が20年後に気づくこと〜

令和6年2月19日（月）「第3ブロック春季研修会」が、法人会2階会議室20名、オンライン（Zoom）3名の参加で開催されました。
江島ブロック会計の司会のもと、矢澤ブロック長にご挨拶をいただき、いよいよ研修会がスタートです。
講師には株式会社ライオンハートジャパンの代表取締役・ティーチングプロの西尾様をお迎えし、『青木功プロの驚異の自分マネジメント力〜元青木功プロ常同キヤデー兼マネージャー兼運転手、西尾和也が20年後に気づくこと〜』というテーマでご講演いただきました。たくさんのお写真を交えながら、青木功プロとの思い出話や今だから話せるお話をたくさん聞かせてくださいました。



研修会後には、懇親会が開催され、岡田副ブロック長の乾杯の挨拶で懇親会がスタートし、講師の方を交えながら楽しいひと時となりました。最後に岡田副ブロック長に中締めをしていただきお開きとなりました。

第4ブロック春季研修会

第4ブロックブロック長 中川一

『風と共に去りぬ』の翻訳を通してアメリカを知る

今回の講師は、東京外語大学名誉教授の荒このみ先生です。

荒先生は、あの『風と共に去りぬ』の翻訳をなさった英米文学のエキスパートです。そんな先生に、19世紀に起きた南北戦争を描いた小説が、実は21世紀の現代アメリカを知るヒントにあふれていることを教えていただきました。

小説は1000頁を超える大作で、実際に読んでいる方はほぼ見当たりませんでした。映画であれば、ご覧になった方もいらっしゃるでしょう。ただ映画『風と共に去りぬ』と聞くと、「ああ、あの美男美女のラブロマンスね」と思われる方が大半ではないでしょうか。荒先生曰く「原作はそれだけではなく、当時のアメリカの状況を驚くほど正確に描いている」のだそうです。原作者M・ミッチェルは10年余をかけ当時の文献を調べつくし、非常に忠実に描写しているそうです。恋愛を軸に置きながら、背景に地域格差、貧富の差、黒人



差別、女性蔑視、白人優位主義を描き切っているのです。刊行当時（1936年）もベストセラーになりましたが、女性作家の書いたものとして、「一部『男性』作家、批評家から正当な評価がされなかったそうです。奇しくも今年は大統領選です。共和党の大統領候補はトランプにほぼ確定のようです。彼が前回大統領に就任した期間は、地域格差、貧富の差、黒人（有色人）差別、女性蔑視、白人優位主義が際立っていました。約160年前からアメリカの抱える問題は全く変わっていないのです。なぜこのような問題が今も変わらず残っているのか。なぜ多くのアメリカ人はトランプを求めるのか。知る手がかりを得るためにも、今の時期に改めて原作を手にとってみてはいかがでしょうか。

第5ブロック春季研修会

第5ブロック副ブロック長 田辺一郎

元衆議院議員 石原伸晃氏の政治記録簿

令和6年2月27日（火）18時から第5ブロック春季研修会&懇談会が吉祥寺エクセルホテル東急にて盛大に行われました。会場の都合もあり30名限定での開催とさせていただきますでしたが、久しぶりの石原伸晃氏の登場と言うこともあり32名の参加となりました。

まず初めに、野村ブロック長から「今年度からは、この様に皆さんにたくさん集まっていたいただき、楽しい会の催しを増やしていきたい」とのご挨拶がありました。

続きまして、春季研修会の講師を務めていただいた石原伸晃氏のご紹介があり、研修会へと進みました。石原伸晃氏は元衆議院議員、また30年以上の政治キャリア



もあり、お話の内容は深く重いものでした。しかし、お話の内容が多岐にわたり色々横道にもそれ、個人の思いも語られ、非常に面白いお話を聞かせていただきました。みなさん「やはり石原さんの話は面白いね」と口々に語っておりました。

小休憩の後、高橋副ブロック長の乾杯で会員懇談会が始まりました。第5ブロックのみなさんは美味いお料理が食べたいとのことでしたので、ホテルには特別コースを出していただきました。みなさん「本当に美味しいですよ」と言っていたいただき、幹事として安心したところです。久しぶりの石原伸晃氏の登壇で、食事中にも関わらず石原氏とのツーショット写真を撮られていました。やはり人気者です！デザートも食べ終わり、小川副ブロック長の締め挨拶「二本締め」でお開きとなりました。

e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さまの多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたいただけるか？」更に依頼どおり行くとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを發したところ86名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と言っておっしゃっていただけませんか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さまの尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会 (e-Tax担当)

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所(敬称略)

令和6年2月29日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665
	久保木浩志	上井草3-31-23 堀野ビル201	5303-4823
下井草	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6676-9989
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343
今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976
	小林滋子	今川3-30-7	5938-5100
桃井	古賀雄子	桃井3-6-1-1401	6765-2388
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9トラストビル5F	6454-7471
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコト西荻窪115号室	6423-0566
	梅林邦彦	西荻北3-14-9	3395-0211
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1	3399-0180
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781
	青木秀壽	西荻北4-33-17	3390-4313
上荻	フォーライフ税理士法人	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアンダンテ602	3391-1044
	今村千恵子	上荻1-18-12春木家ビル	6915-1303
	永井久美子	上荻1-18-12上荻寿ビル3階	5347-5358
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571
	コンパスみらい税理士法人	上荻1-21-23	3392-5555
	小島麻里	上荻1-23-19東神荻窪ビル4F	6913-0520
	藤村茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731
	森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851
	和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131
	岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111
本天沼	小野寺誠税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152
南荻窪	永井克宏	南荻窪4-7-9	6317-7249

地域	氏名	住所	事務所連絡先
天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316
	鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455
	池上資産会計事務所	天沼1-41-6	5932-5128
	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334
	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910
	加藤俊也	天沼3-16-11-202	6795-6800
	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177
	阿部俊郎	天沼3-32-4フラット荻窪105	080-7111-5295
西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221
	千葉繁樹	西荻南3-18-14松本ビル2階	050-5527-4372
久我山	飯沼英男	西荻南4-8-11	5941-8618
	小島孝子	久我山2-7-25-205	090-6854-2140
	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
	新出小百合	久我山5-30-21-302	3247-5060
宮前	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425
	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305
	小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194
荻窪	森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	尾崎正俊	荻窪3-47-15第3野村ビル300号	3392-1101
	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945
	黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216
	伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
	岩崎智香子	荻窪4-32-25ニューキャッスル荻窪301号	3392-1198
	釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812
	山崎厚税理士事務所	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	6699-1758
	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981
	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジタル216	5347-9930
	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465
	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211
松庵	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523
	大澤栄子	荻窪5-26-9シェモア荻窪参番館404	6276-9015
	武井成浩	荻窪5-26-9シェモア荻窪参番館904	6765-6376
	熊澤眞理子	荻窪5-29-10 本橋ビル305号室	6915-1807
	税理士法人あけい	荻窪5-30-12グローリア荻窪705	5292-5377
	税理士法人河合会計事務所杉並事務所	松庵2-17-7	6362-3630
	大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420

交通事故による後遺症を克服し
オリンピック出場を果たした
奇跡のアーティスティックスイミング元日本代表

夢をあきらめない

～“夢ノート”に書いたことは必ず叶う！～

講師：

石黒由美子

アーティスティックスイミング元日本代表
(旧：シンクロナイズドスイミング)



令和6年3月6日(水) ワイム貸会議室にて、2008年北京オリンピック出場のアーティスティックスイミング元日本代表(旧：シンクロナイズドスイミング)の石黒由美子さんを講師にお迎えして、特別講演会が開催されました。
小学校2年の秋に交通事故で瀕死の重傷を負った少女が様々な後遺症に苦しみながらも母と二人三脚で夢の舞台であるオリンピック出場を目指し出場を果たすまでの道のりや様々な経験を基に貴重なお話をいただきました。



リセットされた人生

私の人生は小学校2年の時、悪夢の交通事故でリセットされたんです。もう訳が分かんなくなっちゃったんですよ、クラシックバレエのレッスンに行つて、「さあ帰ろう」って思ったら、暴走車がブワッって、ドーンです。停車中の車に暴走車が突然突っ込んで来る、逃げられない訳の分からない事故が起こったんですね。

フロントガラスを自分の顔面でバリバリと突き破つて後ろに戻ってくる状態で、顔を540針、口の中を260針、両目とも網膜剥離で失明し、顔中の神経が切れ、耳が難聴になり、事故の衝撃で脳に損傷を負い交通事故以前の全ての記憶が無くなってしまいました。

記憶が無くなるというのは色々な種類がありますが、私の場合はそれまでの全ての経験・記憶が無くなっちゃってしま、思い出とか人の顔だけではなく、いま話している日本語・語彙も全て忘れてしまいました。文字通り、目から光が消えて、耳から音が消えて、頭の中から思い出も言葉も消えて、全身骨折、顔面の骨は粉碎骨折でした。

傷だらけで横たわる私を前に、お医者さんをはじめ親族の誰もが「ああ、もう由美子ちゃんは元の生活には戻ることが出来ないんだな」という風に思わざる得ない状態でした。その中で諦めなかった人物がたった1人だけいました、それが私の母でした。

入院生活の影と光

交通事故に遭ったことで母は大変なショックを受けていました。「自分が車で迎えに行かなければ由美子がこんな事故に遭うことは無かった。迎えに行つたとしても、あと10秒15秒車を止めるタイミングがずれていれば、あんな風にぶつかつて来られることは無かったのに。なんで我が子だけがこんなことになるのかってはいけななんだ」と物凄く後悔と悔しさ

と悲しさでいっぱいになったそうです。

入院生活でも、自分以外の誰もが「もう無理だ」と諦め切っているのが空気で分かるんですよ。命に代えてでも守ってあげたい我が子の人生を誰もが諦めているのを見た瞬間に、自分が持っていた喪失感・悔しさ・悲しさ・辛さとかは急にどうでも良くなつて、「この子の人生を看っていくのはもう私しか残ってないじゃないか!」っていう責任感や母性が前に出てきたそうです。そして「私は絶対にこの子を元通り、否それ以上にしてみせる!」と。

「由美子ちゃんとの楽しい楽しい8年間の記憶は、それまでの由美子ちゃんとの紡いできた記憶。ここから、今日ここから新しく石黒由美子ちゃんを迎え入れたつもりでもう1度子育てをやり直せば、目が見えないことも、耳が聞こえないことも、自分で喋ることや食べることが出来ないことも、何だつて当たり前じゃないか! 出来なくて当たり前前、そこからスタートしよう!」と。

“夢ノート”で越えた壁

入院後、目覚めて最初に言つた言葉が「お腹が空いた」という言葉だったそうです。口の中を260針縫っているため、普通ならご飯は1ヶ月先まで食べられないのですが、あまりにも「お腹空いた」と煩いため、術後10日で流動食を出してみたそうです。ですが、「こんなまずいもんは要らん!」と言って流動食を吐き出していた為、普通食を刻んで出すことになつて、重湯から始まり色々な普通食を刻んで出されるようになりました。すると、いかがなことでしょう! やはり人間っていうのは、口から物を食べられることで生命反応が活発になるし、考えられるし、生きる希望が湧いてくるんですね。物が口から食べられなくなると意識レベルも気力も低下して良いこと無いんですね。まさに私は食べて元気になったパターンで、メキメキと日

を追うことに元気になっていき、目には見えないですが色々と自分の中で分かってくるものがありました。

そんな中で母が、「由美ちゃんはね、『夢ノート』っていうノートをね、いつもやってたんだよ」と言つて、病室に『夢ノート』を持ってきてくれました。

この『夢ノート』に自分のやりたいことや叶えたい夢、欲しい物等を箇条書きにして、もしそれが叶ったら赤線を引つ張つて消して「有難うございました」という感謝の言葉を添えて書く、ということを字が書けるようになって3歳ぐらいの頃から続けていたそうなんです。

私、『夢ノート』は人に見せないですよ、「見ないでね」ときちんとノートに書いています。人に見せない筈の夢ノートなのですが、お見舞いに来てくださる方が、私が欲しかった筈のトトロのぬいぐるみを持って来てくれたり、私が欲しかった筈の『ウォーリーを探せ』の絵本を持って来てくれたり、私が食べたかった筈の夕張メロンやリンゴにみかん、バナナまでフルーツバスケットで持って来てくれたりして、もう毎日クリスマスとお正月と誕生日会の連続みたいな日でした。

明るい母、ご馳走とプレゼントの嵐、勉強も何もしなくて良い楽しい病室、皆さんいかがですか？最高だと思いませんか？

でもこれは凄く大事で人生最高だと思った者勝ちなんです。「楽しい」って思えた瞬間にナチュラルキラー細胞が活性化して傷がどんどんくっついていくんです、いい方向に物事が動いていくんです。

家族の絆

本当に楽しい・嬉しいって思う気持ちは体を異常なほど元気にさせていくということが実証されているようなのですが、私をそうさせてくれたのは私本人では無いんです。私本人は何もしてないんです。必死に私を持ち

上げている周りの存在のおかげなんです。

母は凄く苦しくて辛くて悲しい筈なのにそれを一切見せずに、由美子に笑顔と幸せを届けるためにだけに動いている訳です。その母のおかげで私はこの入院生活に何の苦も感じてないわけです、楽しくさせてもらえてるわけです。そのことに当時は「気がつきませんでした、後々になって分かってくるようになります。そんな母のおかげで私は交通事故の後遺症をどんどん乗り越えて行くことが出来たのです。」

母は私が事故に遭つてから、命に刻んで生涯を懸けてやると決めたことがありました。由美子ちゃんはこの先たくさんの人に支えてもらわなければ生きていけない、それは確実だということを母は理解していて、それならば由美子ちゃんがどんな方からも手を差し伸べてもらえ、助けてもらえ、そんな子であつてもらいたい。誰かに手を差し伸べてもらいたいんだつたら、まずは私自身が誰かに手を差し伸べることにゃないかと母自身が思つたそうです。それで母は、「生涯をかけて私は世のため人のために必ずお役に立ちます」と自分自身に誓つたそうです。「絶対に誰かの役に立つて頑張りますので、どうか由美子を守つてもらえませんか？」という自分の中の誓いを立てたんです。

世のため人のためにひとまず思いついたのがゴミ拾い。毎日自分の地区内をゴミを拾つて回つていたそうです。毎日ゴミを拾つて回りながら、会う人に「おはようございます！」と挨拶を続けていくうちに近所の方と面識が出来て覚えてもらえるようになったそうです。

そんなある日、足が弱っている高齢の方から「ちよつと悪いんやけどな、病院連れてつてくれへんか？タクシーも近距離やし」と言われ、「いいですよ！」と言つて車で送つて帰つてきた時です。今まで真つ暗だった私の視界の真ん中が何故か白くなったんです。「ママ、いつもと違うよ」と言つて直ぐに藤田衛生大学

病院に行きました。すると、大学病院の先生が血相を変えて戻つて来て、「お母さん、うまく説明がつかないので分からないのですが、事実だけ言いますと由美子さんの眼が回復しています、手術の必要は無いです。でも理由が分からないし、この様な症例は初めてなので、僕達としても経過を診るとしか言いようが無いんです。この後良くなるとも言えませんが、悪くなるとも言えません。何が起きているのかちよつと分からないです。」と言われ、その時に母は分かつたそうです、医者言うことが全てじゃないんだつて。むしろ今起こっている事実こそが本当の真実なんだな、これは私がやつてることが間違つていないんだつて。誰かの役に立ちたいという想いや実際に行動を起こすことは、必ず巡り巡つて自分の大切なものを守ることに繋がるんだな！と小さな確信を得たそうです。

夢のオリンピック

微かに見えるようになった目で初めてテレビで見たシンクロナイズドスイミングに憧れて、「ねえ、ママ、これやりたい！」と言つたら、母はすぐさま「由美ならできるよ！」と言いました。「由美、オリンピック出れるかな？」「由美なら出れるよ！」。

その母の言葉に励まされ、『夢ノート』に「シンクロでオリンピックに出る！」と書いて、退院する時にも病院の先生に「先生、私シンクロでオリンピックに出ます！」と元気に夢を話したら先生が「そうか、由美ちゃん、パラリンピックつていう素晴らしいオリンピックがあるから頑張つてね！」と応援してくれました。そのぐらい現実是不可能だったんです。でも、その不可能の中で、母は自由にやれることは何だつてやらせてくれました。

当初はシンクロの練習は週4日でしたが、それ以外も練習をするようになり、努力の甲斐あつて遅咲きながら中学校3年生から全国大会に出られるようになりました。

いよいよ、オリンピックに行けると思つた

2004年アテネオリンピック選手選考会。私は夢にあと1歩で破れ、9人まで行ける選考会を10番目で落としてしまいます。「何故行けなかったんだらう？」と凄く悲しくて悔しかったのですが、先に『夢ノート』の結論を言うと、『夢ノート』って本当に凄いです！書いたことが全部叶うんです！叶うには叶うんですが時差があるんです。私はアテネオリンピックに出場したいと十何年書き続けて思い続けて行動し続けていました。そのためにこんな練習をして、これをして、あれをして、必ず行くつて決めてやつてるわけです。毎日毎日、腕立て100回、腹筋100回で、柔軟体操10分、20分とか。本当に血を吐くほど一生懸命努力してやることを決めて達成させて向かっているのに……。アテネに敗れてから物凄く苦しくて本当に辛かつた、無茶苦茶辛くて「夢なんて叶わないんじゃないか？」と思ひ、『夢ノート』をビリビリに破つて捨てました。だけど、もう一度夢を追いかけるチャンスを頂いて、練習を再開して選ばれたオリンピックが「北京」。

そして北京に行つて分かりました、『夢ノート』凄いわ！つて。私の頭の中で思い描いていたドラマなんかよりも、もっともつと大きい次元で、ちゃんと私がやりたかつたことを叶えてくれる、私の『夢ノート』には「母に捧げるオリンピックにする」つて書いてきてたんです。もしアテネオリンピックで選ばれてたら、もし北京の次のロンドンや、その次のリオ、その次の東京で選ばれていたら、私の母に捧げるオリンピックには成つて無かつたんです。何故なら私が泳いだ2008年8月22日という日は、母の52歳の誕生日だったんです。行くべき時にやるべき場所で母に捧げるオリンピックになつていいたんです！

これを以つて、私は『夢ノート』は絶対に叶うという確信を得ましたし、更にこの『夢ノート』の凄い所は、どんな無茶苦茶なことでも思い描いたことが必ず最高の素晴らしいドラマとなつて叶うんだ！そのために時がずれることは少々ある。4年の時差は実証済みです（笑）

令和6年度 税制改正大綱 ― 法人会の税制改正提言 ―

法人には朗報！ 交際費から除外される飲食費等の金額が

5,000円から10,000円に倍増！

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用期限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円（現行は5,000円）以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。①原則的なルール 税額控除率を継続雇用者給与と総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者給与と総額	3%以上
	4%以上
	5%以上
	7%以上
控除率	10%
	15%
	20%
	25%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援は、プラチナえるばし、子育て支援はプラチナくるみんが要件
②従業員数2,000人以下の法人向けルール
青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合には、継続雇用者給与と総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者給与と総額	3%以上
	4%以上
控除率	10%
	20%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援はえるばし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件
③中小企業向けルール
資本金1億円以下の中小企業向け

の措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与と総額	1.5%以上
	2.5%以上
控除率	15%
	30%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援はえるばし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件
上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボ

ス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。
青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人については、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人でその施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならぬとの要件が不要とされます。

②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。

(イ)設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円

(ロ)引き上げられます。

(ロ)設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。

③中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。

④権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

①40歳未満であって配偶者を有する者

②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月ま

での間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・弁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額250万円を限度の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用業務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を收受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用業務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。

②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。

③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が

が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 自動販売機特例の住所の記載

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは：

TISS税理士法人

税理士 飯田聡郎

TEL 03-5363-5958

FAX 03-5363-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

令和6年2月14日、新宿のハイアットリージェンシー東京にて、令和6年税制セミナーが開催されました。

〈第一講座〉「令和6年度税制改正について」

【講師】財務省大臣官房審議官 小宮敦史氏

講演の内容は、下記のとおりです。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の対応について、税制改正の観点からすれば、令和6年税制改正で対応すべきものですが、令和5年の所得税申告書から利用できる項目を設けたことはポイントであり、とても評価できる点といえます。

今回の講演の内容は右の通りです。

このなかでは、

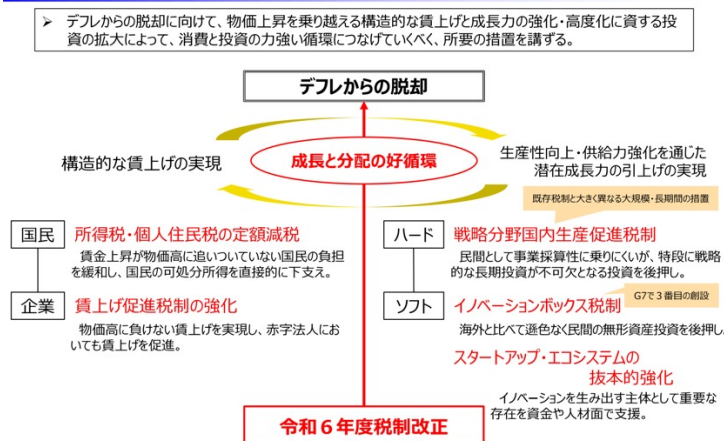
3. 所得税・個人住民税の定額減税

4. 賃上げ促進税制の強化は、多くの会員企業にとって重要だと思われるので、別紙ページの詳細をご確認ください。

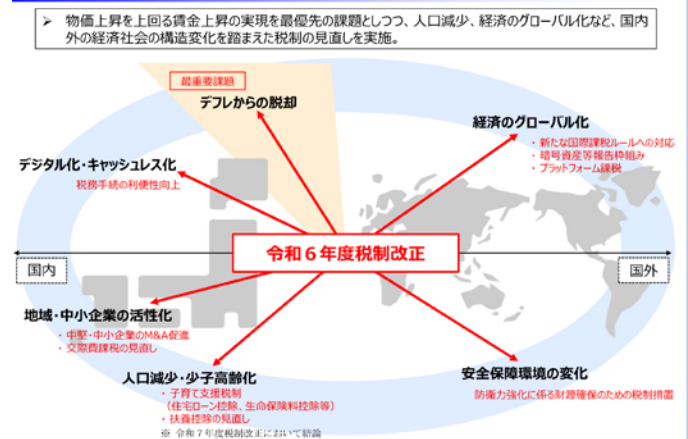
また、今回の税制改正の全体像のページが、改正の方向性をわかりやすく表していましたので、こちらをご紹介します。

- 1 能登半島地震への対応
- 2 令和6年度税制改正の全体像
- 3 所得税・個人住民税の定額減税
- 4 賃上げ促進税制の強化
- 5 戦略分野国内生産促進税制の創設
- 6 イノベーションボックス税制の創設
- 7 スタートアップ・エコシステムの抜本的強化
- 8 子育て支援税制・扶養控除等の見直し
- 9 地域・中小企業の活性化
- 10 国際課税
- 11 プラットフォーム課税
- 12 外国人旅行者向け免税制度
- 13 納税環境整備
- 14 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
- 15 インボイス制度

令和6年度税制改正の全体像①



令和6年度税制改正の全体像②



法人会の税制改正要望の取り組みが、毎年の税制改正の内容に少しずつ反映されています。

法人会では、会員のみなさまの「税に関する要望」を募集しています。

〈第二講座〉「社会保障と税を一体で考える」

【講師】明治大学公共政策大学院 教授 田中秀明氏

現状の社会保険料の問題点を、税制と一体とした負担と考えた場合について、諸外国の制度や日本の少子高齢化の現状分析からあるべき姿を検討する講演でした。（問題提起部分と結論部分について、セミナーのレジュメより抜粋しました。）

何が問題か？

・日本は、急速に少子高齢化が進んでいる。今後50年間で、人口は1.2億人から8千万人に減少する。特に、**働く世代（15～64歳）が3000万人減少**するが（更に貧困高齢者が急増）、どうやってこれ乗り越えるのか。

・多くの先進諸国が、人口減少や経済のグローバル化・雇用の流動化（非正規の増大等）などに直面しているが、社会保険を基盤とする国（ドイツ・フランス・オランダ・日本等）ほど、困難に陥っている。**社会保険は、男性の片働き・常雇用を前提として発展してきたものだからである。**

・特に、日本は厳しい状況（一例が「年取の壁」問題）。社会保険に巨額の税金を投入し非効率かつ不公平になっている。年金・医療・介護にはお金が投入されているが、家族対策・職業訓練・教育などの人的投資は著しく低い。人口減少に対応するには、可能な限り多くの人がスキルを身に付けてより長く働くことが必要であるが、制度がそれを阻んでいる。

・問題解決のためには、現在の社会保険・雇用・税制などの問題を徹底的に分析し、その解決策を考える必要がある。

31. おわりに

1. 所得税などの増税が難しいために保険料を上げてきたが、保険制度が経済の足かせになっている。今後、政府は、少子化対策の財源として医療保険料の引上げを決定したが、更に不公平と非効率を拡大させる（雇用保険料の流用も問題）。
2. 持続的な経済成長やイノベーションのためには、人的投資とセーフティネットが不可欠（タダのランチはないので一定の負担増が必要）。社会保障・雇用・教育・税制などについての総合的な戦略が必要であり、省庁の縦割りでは問題を解決できない。
3. 改革しなければ日本は更に沈んでいく。痛みを伴う改革を進めるためには、国民が現在の問題と改革の必要性を理解することが必要。根本的には国民の意識（政府の信頼性や公平性など）の問題。

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和6年4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く。)
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

5月は自動車税種別割の納期です

令和6年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(水)に発送します。
5月31日(金)までにお納めください。

＜ご利用になれる主な納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ!!

スマホアプリ



※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることも納付できます。

クレジットカード



インターネットバンキング

・ATM



地方税お支払サイトから納付できます。

ペイジーマークの付いている納付書はインターネットバンキング・ATMでご利用いただけます。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。
(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後に 支払う給与等から！

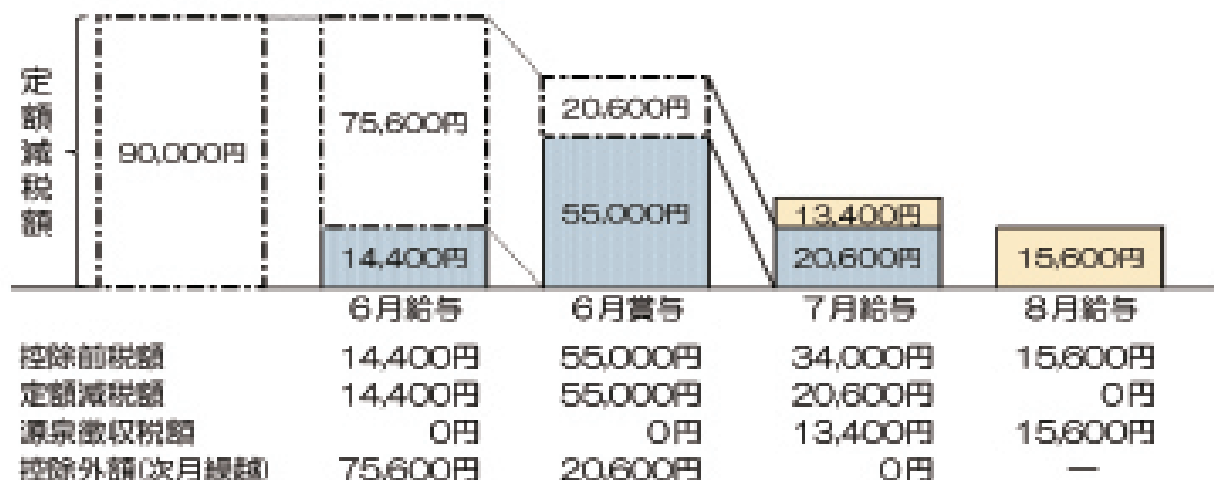
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ（例）

【例】次の世帯構成の場合

区分 判定等	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
同 一 生 計	—	○	○	○
職 業 等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収 入 金 額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×(※)	○	○
定 額 減 税 額	3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



第1ブロック

第1ブロック新年会

第1ブロック

3年ぶりとなる第1ブロック新年会



令和6年2月1日(木)に第1ブロック新年会が、木曽路善福寺店において26名の参加で開催されました。

小代副ブロック長の司会進行のもと、新井ブロック長よりあいさつをいただき、加藤副会長の乾杯のご発声で新年会が始まりました。途中、石黒副ブロック長進行のもと「じゃんけん大会」も開催され、じゃんけんで勝ち残った10名の方にはQUOカード2,000円が景品として贈呈され、大変盛り上がりしました。中締めを佐々木副ブロック長にいただき、お開きとなりました。皆様と大変楽しく美味しい時間はあっという間で、幸せなひと時となりました。

厚生事業委員会

令和5年度 健康セミナー

厚生事業委員会

10歳若返る!「インターバル速歩」



令和6年2月8日(木)午後6時から厚生事業委員会・大同生命保険(株)共催の「令和5年度健康セミナー」がタウンセブンホールAに於いて28名の参加で開催されました。

今回のテーマは「10歳若返る!『インターバル速歩』」という事で、信州大学大学院医学系研究科 特任教授の能勢先生を講師にお迎えし研修会を行いました。インターバル速歩とは「ゆっくり歩き」を3分、個人の最大体力の70%「速歩」を3分、これを30分間繰り返し週4回行うというものです。5カ月間実践すると体力が20%向上、高血圧・高血糖・肥満、認知機能が20%改善されたとの報告もあるそうです。

明るくユーモアのある能勢先生の研修会は、とても興味深く勉強になる楽しい研修会でした。私も実践して次の健康診断の数値が改善されるよう頑張ります。



源泉部会

社会保険労務に関する研修会

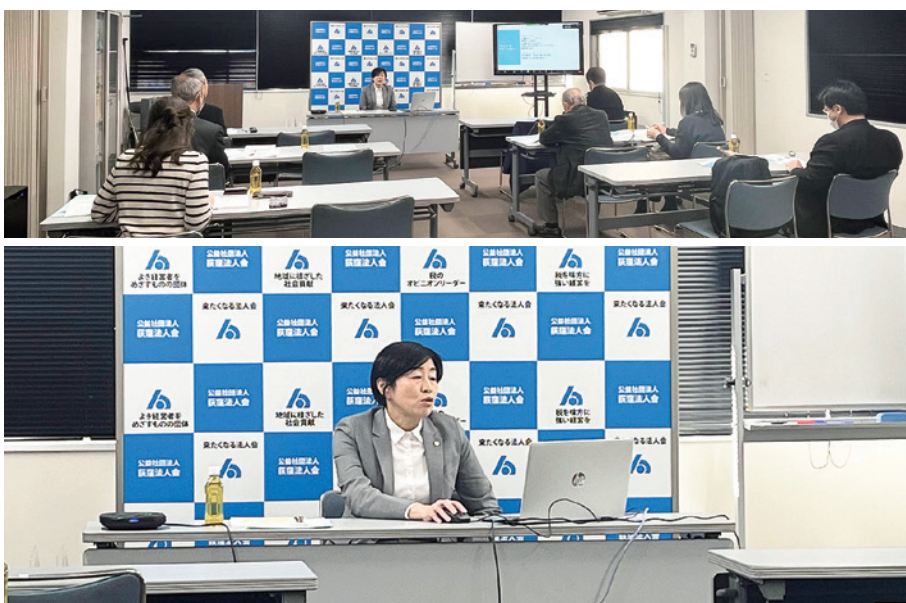
源泉部会

～従業員が病気で休職!会社はどうする?～私傷病休職について考える60分

令和6年2月16日(金)に源泉部会主催「社会保険労務に関する研修会」が法人会2階会議室11名、オンライン(Zoom)12名の参加で開催されました。

講師にはいいじま社会保険労務士事務所の飯島とも様をお迎えし、「～従業員が病気で休職!会社はどうする?～私傷病休職について考える60分」についてご講演いただきました。私傷病休職(傷病休職、病気休職)についてのお話を分かりやすい資料や具体的なケースを用いてお話いただきました。具体的なケースを聞くと、個人の一人一人の状況や考え、会社側の意向等の擦り合わせが難しいケースもあるようなので、何かあれば専門の方にご相談し、お互いが理解し、納得できるようにする事が重要だと学びました。

こちらの研修会は法人会HP「オンラインセミナー」に令和6年6月30日(日)までアーカイブ配信されておりますので、ご興味のある方は是非ご覧ください。



青年部会

3月例会「先輩を囲む会」

青年部会

とても盛り上がったサイコロトーク

令和6年3月13日(水)荻窪タウンセブン8階において、久しぶりに3月例会「先輩を囲む会」が34名の参加で開催されました。

長谷川副部会長の司会進行のもと、宇田川部会長よりあいさつをいただき、柴田会長からごあいさつをいただきました。会場では歴代の青年部会のイベントの写真がスライドショーで投影され、皆さま昔の写真を見ては昔の思い出をお話されていました。

今回は「サイコロトーク」という企画があり、昔放送されていたテレビ番組「ライオンのごきげんよう」のようにサイコロを振って出た目のトークテーマについてお話いただくという企画が行われました。トークテーマは、①今だから話せる〇〇な話、②青年部会に入って良かった話、③青年部会に入って後悔した話、④今だから言える苦労した話、⑤青年部会時代の懺悔、⑥今の青年部会にもの申す、というトークテーマでしたが、先輩方から様々なお話をお伺いする事ができ、会場は大変盛り上がりしました。

最後に小竹名誉会長に中締めをしていただき、お開きとなりました。

青年部会は今年50周年という節目の年となります。青年部会の皆さまにおかれましては、10月18日に創立50周年記念式典・祝賀会が開催されますので、ぜひご参加ください。

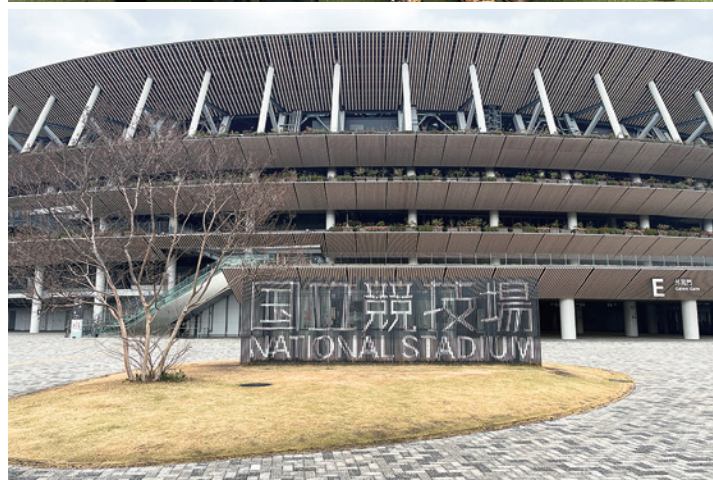


厚生事業委員会

日帰りバス研修会

厚生事業委員会

日本オリンピックミュージアム・ランチクルーズ・浅草散策



令和6年3月7日(木)に厚生事業委員会主催の「日帰りバス研修会」が34名の参加で開催されました。

杉並公会堂を出発し、最初に向かうのは日本オリンピックミュージアム。オリンピックの歴史、巨大スクリーンで見る選手の活躍や開会式の様子、競技に共通する動きを体験できるオリンピックゲームス等、様々な事を学び・体験できる面白いミュージアムでした。続いて向かったのは、東京ベイクルージングでのランチクルーズ。外の綺麗な景色を眺めながら美味しいお食事をいただき、優雅で楽しいひと時を過ごしました。最後に浅草で自由散策となりましたが、お天気にも恵まれ、絶好の浅草散策日和でした。

楽しい時間はあっという間でしたが、皆さまと交流も深める事のできる楽しい研修会となりました。

従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>